

令和 8 年 4 月 1 日  
国 立 印 刷 局

## 国立印刷局一般事業主行動計画

### 《女性の活躍の推進》

国立印刷局は、事業の特殊性を踏まえつつ、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、女性の活躍を計画的かつ着実に推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の定めに基づく行動計画を次のとおり策定する。

#### 1 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

#### 2 現状

職員の男女間における平均勤続年数や時間外労働、賃金等の差は小さいが、交替勤務を伴う事業特性により、職員全体及び管理・監督的地位に占める女性の割合は依然として低い。計画的な人材育成及び人材登用により、前計画期間において設定した目標を全て達成し、一定の改善が図られたものの、より一層の女性活躍を推進するためには継続して改善に取り組む必要がある。

#### 3 目標と取組内容・実施時期

##### (1) 目標 1

計画期間において採用者に占める女性の割合を 40%以上とする。

##### 《取組内容》

女性の更なる採用拡大に向け、採用広報活動を通じて応募に対する安心感の醸成に努める。

令和 8 年 4 月～ 業務説明会、職場見学及びインターンシップ等の機会を提供し、業務内容及び職場環境に対する理解を深化させることにより、国立印刷局において働くイメージを醸成する。

令和9年 3月～ 国立印刷局における両立支援制度及びライフステージに応じたキャリアモデルの提示並びに女性職員との懇談の場の設定などの情報提供を充実させることにより、性別にかかわらず職員が平等にキャリア形成の機会を得ることができる職場環境であるとの認識定着を推進する。

(2) 目標2

i 管理的地位にある女性職員について、第6次男女共同参画基本計画に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職に占める割合の増加目標（2.0ポイント増）を上回る登用を行う。

【令和7年度末目標値】6.6% → 【令和12年度末目標】8.6%

(注)「管理的地位」とは、第6次男女共同参画基本計画における成果目標に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職（一般職の国家公務員の本省課室長相当職に準ずる職位を想定）をいい、国立印刷局の工場における部長相当職以上をいう。

ii 監督的地位にある女性職員についても、同様に2.0ポイント増を上回る登用を行う。

【令和7年度末目標値】10.9% → 【令和12年度末目標】12.9%

(注1)「監督的地位」とは、国立印刷局の工場における課長相当職及び係長相当職をいう。

(注2)「令和7年度末目標値」は、当初の目標値（工場における監督的地位にある女性職員に係る目標値10.2%）の算出基礎に、本局及び研究所における監督的地位にある女性職員を加え再計算した数値としている。

《取組内容》

管理・監督的地位に占める女性割合の更なる向上に向け、女性が活躍をイメージしやすい環境づくりの推進に努める。

令和8年 4月～ 職責や組織貢献を踏まえた待遇の見直し等、管理監督者への登用支援策の充実を図ることにより、キャリアアップに対する動機付けを行う。

また、これまで実施してきた女性活躍推進に資する研修を継続する。

令和8年11月～      ロールモデル及びキャリアプランの提示並びに職務の希望調査に係る上司との面談を通じて、キャリア形成に対する前向きな姿勢・意識付けを支援する。

令和9年 4月～      更なる適材適所の人事配置及び人材登用により、職員の能力や意欲を最大限に発揮し得る機会を拡大する。